

弁護士などの代理人がなく

お1人で

裁判や調停を

されている方へ



千葉県弁護士会からのお知らせです。

**初回 30分 無料で
法律相談を受けることができます**

■ 手続をどう進めたらよいのか

■ どんな権利義務があるのか

■ 答弁書の書き方が分からない

■ 突然訴状が届いた

■ 呼び出し状が来たがどうしたら良いのか

■ 仕事で裁判所に行けない・

事件依頼も可能です

内容によって受任けできないこともあるので担当弁護士にご相談ください。



千葉・佐倉地区	043-227-8954
松戸・東葛地区	047-366-6611
船橋・市川・浦安地区	047-431-7775

民事家事当番弁護士を

ご利用下さい

まずはお電話を！！



相談時間が30分を超える場合の費用等は、担当弁護士と事前にご相談ください。

対象となる裁判所は、
千葉地方裁判所、松戸支部、佐倉支部
千葉家庭裁判所、松戸支部、佐倉支部、市川出張所、
千葉、松戸、市川、佐倉の簡易裁判所
となります。お住まいの地域などを参考に、最寄りの地区を選んでお電話下さい。地区所属の民事家事当番弁護士登録の当会会員が相談対応いたします。
相談場所は担当弁護士の事務所です。

千葉県弁護士会は、千葉県内に事務所のある全ての弁護士が加入する公的団体（弁護士法上の団体）です。

千葉県弁護士会

千葉市中央区中央 4-13-12 Tel 043-227-8431 Fax043-225-4860 <http://www.chiba-ben.or.jp>